

I D	
受付日	

※ 「ID」欄に修習資金IDを記載すること。
 ※ 「受付日」欄は、最高裁判所において記載するので、何も記載しないこと。

返還明細書

平成 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、下記2の修習資金貸与明細のとおり、修習資金の貸与を受けていた者ですが、

- ① 下記の内容を確認しました。
- ② 下記3のとおり修習資金を返還することを約束します。
- ③ 下記4の内容に相違ありません。
- ④ 修習資金の返還を終えるまでの間、毎年4月30日までにその年の4月1日における住所、電話番号、メールアドレス及び勤務先等を必ず最高裁判所へ届け出ます。

記

1 被貸与者

氏名(自署)	フリガナ	名	押印欄
	氏		
修習終了後の住所又は連絡先	フリガナ (〒 -) 都道府県		
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))			※市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。
メールアドレス	@		

(注意) 修習終了後の住所が未定の場合は、確実に連絡がとれる住所(親族方、勤務先等)を記入し、翌年4月に届け出る住所等届出において確定後の住所を届け出ること。

2 修習資金貸与明細

	貸与金額	交付日		貸与金額	交付日		貸与金額	交付日
第1回			第7回			第13回(予定)		
第2回			第8回					
第3回			第9回					
第4回			第10回					
第5回			第11回					
第6回			第12回			合計(予定)		

(注意) 交付日とは、司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則(平成21年最高裁判所規則第10号。以下「規則」という。)第2条第2項の最高裁判所の定める日をいう。

3 返還方法

返還総額	貸与を受けた修習資金の総額
支払方法	届出のあった住所地宛での納入告知書に基づき、返還総額の10分の1ずつを毎年7月25日までに納付する(10年の年賦払)。

(注意) 7月25日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日

4 保証人(①又は②のいずれかを選択する。)

① 自然人二人(住所の変更がない場合でも必ず住所を記載すること。)

氏名	フリガナ	名	住所変更の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	氏				
住所	フリガナ				
	(〒 -) 都道府県				
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))			※市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。		

氏名	フリガナ	名	住所変更の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	氏				
住所	フリガナ				
	(〒 -) 都道府県				
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))			※市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。		

② 最高裁判所の指定する金融機関

5 被貸与者の職業(予定しているものを含む。)(該当するものを選択する。)

職業	<input type="checkbox"/> 裁判官	} 電話番号 電話番号
	<input type="checkbox"/> 検察官	
	<input type="checkbox"/> 弁護士 (所属弁護士会 法律事務所等	
	<input type="checkbox"/> その他 (勤務先等	

(注意)

- 1 返還明細書に署名押印の上、提出期限(修習満了日又は最高裁判所の指定する日)までに必ず提出すること。
- 2 提出期限までに提出されない場合は、規則第8条第1項第3号に基づき期限の利益を喪失し、返還未済額の全部を一括して返還しなければならない。
- 3 「職業」欄の、「裁判官」は「判事補採用願」を、「検察官」は「検事採用願」を提出済みの者をいう。

